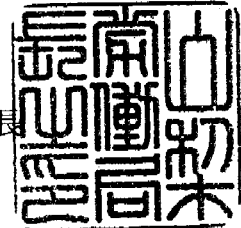


1.10.16

山梨労発基 1002 第4号
令和元年10月2日

各種事業者団体等の長 殿

山梨労働局長



山梨県最低賃金の改正にかかる周知について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進につきましては格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、賃金についてはその最低額が都道府県ごとに決定されることとなっており、山梨県最低賃金については、下記のとおり改正することとなりました。

つきましては、別添掲載文例を参考に、貴団体において発行される会報等へ最低賃金額の改正内容を掲載する、貴団体のホームページに「最低賃金特設サイト」(<http://pc.saiteichingin.info>)をリンクする等により、貴団体傘下会員に対する周知徹底について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ではございますが、会報等に掲載いただきました折は、掲載号1部を下記までお送りいただきたく、併せてお願い申し上げます。

記

山梨県最低賃金 時間額 837円（効力発生日：令和元年10月1日）

《送付・照会先》 〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11
山梨労働局 労働基準部 賃金室
TEL 055-225-2854 FAX 055-236-5055

【広報原稿例 1】

山梨県最低賃金が改正されました。

時間額 837円（令和元年10月1日発効）

詳しくは 山梨労働局 賃金室（055-225-2854）
甲府労働基準監督署（055-224-5616）
都留労働基準監督署（0554-43-2195）
鮎沢労働基準監督署（0556-22-3181）まで

【広報原稿例 2】

山梨労働局からのお知らせ

令和元年10月1日から、山梨県最低賃金が改正されました。
改正後の金額は、時間額837円です。

詳しくは、山梨労働局賃金室（055-225-2854）もしくは最寄りの労働
基準監督署までお尋ねください。